

保田憲司議員

通告に従い、質問を行います。

未だに終息の見えない新型コロナウイルス感染症との闘いは、本市においても地域経済をはじめ様々な分野に深刻な影響をもたらし、現状においても市民の生活に大きな不安を与えているのは言うまでもありません。それらから見えてくる暮らしの現状と、今後本市として行うべき施策の在り方について、質問します。

厚生労働省所管の独立行政法人である「労働政策研究・研修機構」が、民間企業の雇用者（4,307名）とフリーランスで働く者（574名）、計4,881名を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大やその予防措置が、就労者の仕事や生活に及ぼしている影響等を把握するため、今年6月に行った調査によると、実に全体の約4人に1人が新型コロナ発生前より世帯の生活の程度が「低下した」と回答しました。

実際、過去3ヶ月間における世帯全体の家計の収支状況は「収支トントン」が約1/3（35.1%）となり、黒字計が28.3%に対し赤字計は27.3%で、黒字計から赤字計を差し引くと1.0ポイントの黒字超過となりました。

ところが、この結果を個人属性別にみると、生計同一子「なし」が3.9ポイントの黒字超過に対し、「あり」は▲4.2ポイントの赤字超過となり、加えて「ひとり親」では▲14.9ポイントとなっています。

また、就業形態別にみると、「正社員」は9.8ポイントの黒字超過に対し、「非正社員」（▲7.9ポイント）や、「フリーランス」（▲19.7ポイント）は赤字超過となりました。

これらのデータからは、元々所得の低かった人ほど減収幅が大きく、生活が急激に悪化しています。

また、子育て世帯、なかでもひとり親世帯、正規社員よりも非正規やフリーランス、こうした方々の生活がひっ迫している現状が考えられます。

そこで伺います。本市においても、やむを得ない家計収入の減少など経済的に困窮した場合、一定の要件の下、様々な支援策を行っていますが、市税や国民健康保険税の猶予や減免に関する相談件数や申請件数を踏まえ、市民生活の現状にどのような傾向が見られるでしょうか？

また、緊急・一時的に生活費が必要な方への「緊急小口資金」、生活再建までの間の生活費が必要な場合の「総合支援資金」、離職や廃業、やむを得ない休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を失ったまたは住居を失うおそれのある人を対象とした「住居確保給付金」。これらの相談件数と支給件数の推移からどのような傾向が読み取れるでしょうか？見解を伺います。

財政基盤部長天野純之介

私からは、「市税の徴収猶予の特例」についてのご質問にご答弁申し上げます。

徴収猶予の特例制度は、新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響により、経済活動に影響を受け厳しい状況に置かれた多数の納税者に対し、時限的に緊急に必要な税制上の措置を講じ、納税者の負担軽減を図ることを目的に創設された制度であります。この特例制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難である方に対し、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する徴収金について、納期限から1年以内の期間に限り、納税者の申請により徴収を猶予するものであり、猶予の申請に際して、担保の提供は不要で、延滞金もかからないというものです。

徴収猶予の特例により、猶予を適用した納税者数は246名で、猶予額は県民税を含む額で約3億5千5百万円であります。申請者のうち163件が法人からの申請であり、中でも飲食・観光・販売業など非製造業者からの申請が多い傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やイベントの中止、休業・営業時間短縮要請などの影響が出たものと考えられます。

令和3年2月以降、徴収猶予の特例の猶予期間が随時終了しているところですが、大方の納税者が猶予期間の終了前に、対象となる徴収金を納付されております。しかしながら、感染症の影響により、猶予期間終了後も、納税困難となっている納税者もおられることから、通常の納税猶予制度についても周知を行い、納税者の申請があった際には、納税者の実情を十分に把握し、地方税法の規定に当てはまる場合は、引き続き通常の納税猶予制度を適用する対応をいたしております。

健康福祉部長大橋吉英

私からは、「国民健康保険税の減免」に係るご質問についてお答えいたします。

令和2年4月20日閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した国民健康保険被保険者への支援策として、国民健康保険税を減免し、その費用については国費で補填する方針が示されました。

この方針に基づき、本市では、速やかに被保険者の負担軽減を図るため、5月28日に「国民健康保険税条例の一部改正」の専決処分を行い、新型コロナによる減免を実施することといたしました。

新型コロナによる減免は、世帯の生計維持者の事業収入や不動産収入、給与収入などが、前年と比較し、30%以上減額が見込まれる場合には、一定の要件のもと、減免の対象となり、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する保険税を減免するものです。

令和2年度に適用した新型コロナによる減免件数と減免額の合計は、914件で1億2,434万

4, 300円となっており、従来からの本市の国民健康保険税条例に基づく減免件数と減免額は1, 171件で、1億1, 488万6, 200円となることから、令和2年度の減免の合計は2, 085件で、2億3, 923万500円となります。

新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年度の減免件数と減免額は、1, 283件で、1億1, 820万1, 607円でしたので、令和2年度は令和元年度に比べ、件数が802件、減免額が1億2, 102万8, 893円増加いたしました。

新型コロナによる減免を行った世帯のうち、生計維持者の前年度合計所得金額が300万円以下の世帯は全体の87.9%と大部分を占めていることから、より所得が低い世帯への影響が大きかったものと推察しております。

令和3年度につきましても、引き続き新型コロナによる減免を実施していることから対象となる方がもれなく申請していただけるように、市役所窓口や電話での納税相談時や国保加入時において案内するとともに、市ホームページや広報伊丹への記事掲載のほか、国民健康保険の納税通知書に新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免制度についての案内文書を同封するなど、周知に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

福祉事務所長松尾勝浩

私から、コロナ禍における市民の暮らしへの影響の内、緊急小口資金と総合支援資金、及び住居確保給付金に関するご質問にお答えします。

まず、それぞれの制度の新型コロナウイルス感染症への対応について、ご説明申し上げます。

緊急小口資金と総合支援資金につきましては、もともと低所得者の他、高齢者、障がい者などを対象に、自立した生活を維持していく為に必要な資金を貸し付ける、生活福祉資金という制度に含まれるものであり、貸付の実施主体は、各都道府県または政令市の社会福祉協議会となっております。新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動に影響を及ぼし始めたことを受け、令和2年3月より、離職や休業等で一時的に所得が減少した方にも特例として貸付を実施することとなりました。そのため、この2つの貸付を総称して、「生活福祉資金コロナ特例貸付」と呼んでおります。緊急小口資金貸付は一時的な貸付として、金額は単身者10万円、複数世帯20万円、総合支援資金は生活費として基本3箇月、最長で9か月の貸付で、金額は月額で単身世帯が最大15万円、2人以上世帯が最大20万円となっております。

住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に規定されており、申請時から遡って過去2年以内に離職したことがある方で、生活困窮により居住している賃貸住宅の家賃を払えず、住居を喪失するおそれ

のある方、またはすでに喪失した方を対象に、世帯を構成する人数に応じて、生活保護住宅扶助基準額に相当する金額を、最大9カ月間給付するものであり、受給者は、その間規定に定められた求職活動を行うことが義務付けられ、実施主体は福祉事務所設置自治体となっております。

こちらにも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、一時的に収入を喪失した方や、減収となった方でも利用できるよう、令和2年4月に、2年以内の離職以外にも、在職中であっても個人の責に寄らない事情による収入の減少が発生した場合という条件が加えられました。さらに4月末には、在職中の方が就職活動を行いにくいことに配慮して、求人応募回数にかかる規定が緩和されました。

以上のような対策が取られた結果、昨年4月以降、それぞれの事業の利用者が、全国的に急増する結果となりました。

それでは、本市における令和2年度のそれぞれの相談件数と支給件数、及びその推移などについてご説明いたします。

1つ目に、緊急小口資金でございますが、相談件数3,576件、貸付件数は1,554件で、貸付のピークは令和2年4月の290件となっております。4月から6月までの3カ月間の貸付件数が784件で、年間貸付件数の約50%を占めております。5月以降貸付件数は減少し、12月が最小の29件となりましたが、今年1月の2度目の緊急事態宣言発令を受け、1月以降は再び増加傾向に転じました。2度目のピークは今年3月の138件で、翌4月以降再び減少傾向に転じております。

2つ目に、総合支援資金でございますが、相談件数2,762件、貸付件数は1,121件で、貸付のピークは令和2年6月の191件となっております。総合支援資金利用にあたっては、先に緊急小口資金を利用していることが条件になっており、このことからピークの月は若干小口資金の後寄りになっていると考えております。また、6月から8月までの3カ月間の貸付件数が496件で、年間貸付件数の約44%を占めております。6月以降貸付件数は減少し、1月が最小の23件となりましたが、2月以降再び増加傾向に転じ、2度目の増加のピークは今年3月の178件で、翌4月以降再び減少傾向に転じております。

3つ目に、住居確保給付金でございますが、相談者数555人、支給対象者数は85人で、延べ371カ月分を支給いたしました。支給件数のピークは令和2年7月の63件となっており、5月から7月までの3カ月間の支給件数が176件で、年間支給件数の約47%を占めております。7月以降支給件数は減少し、令和3年2月は、受給要件緩和以後最小の16件となりました。住居確保給付金においては、生活福祉資金と異なり、2度目の緊急事態宣言発令以降も増加傾向は見られませんでした。

貸付、住居確保給付金ともに、昨年4月から7月にかけて利用者数がピークを迎え、その後減少傾

向に転じたという共通点が見られ、貸付については令和3年1月から3月にかけて一時的な増加傾向が見られたものの、ピーク時と比較すれば半分程度に抑えられております。

この背景といたしましては、2度目の緊急事態宣言発令下においては、休業要請を受けた業種が飲食店などに限定されていたことや、学校が一斉休校にならなかったことなどの要因が考えられますが、例えば住居確保給付金受給者の働き方や雇用形態を分析しますと、いわゆる正規雇用労働者は全体の10%程度で約90%が非正規雇用労働者や、個人事業主となっており、このような就労形態の方を対象にした、雇用調整助成金を活用した被雇用者への休業補償の他、個人事業主などを対象とした持続化給付金や家賃支援金などの支援施策が、効果的に機能したのではないかと考えております。

コロナ禍の深刻な社会状況の中で、貸付や住居確保給付金といった生活困窮者施策をはじめ、雇用施策や経済産業施策など、あらゆる分野で対応策を講じ連携を図ったことが、市民の生活の下支えに繋がっているものであり、重層的なセーフティネットの構築の重要性を改めて認識したところでございます。

次に、貸付及び給付金利用者の属性から見られる傾向についてご説明させていただきますと、性別においてはいずれも男性の利用者が多く、貸付では男性が約70%で、住居確保給付金は約60%を占めています。年代別にみますと、貸付では50代が最も多く、全体の約25%、住居確保給付金では40代が最も多く、こちらも全体の約25%を占めています。さらに、世帯構成別の割合では、単身世帯が最も多くを占め、貸付では約35%、住居確保給付金では約50%となっています。

これらの結果を総合しますと、40代から50代の単身男性が、相談者の中で最も多い層となります。この層に属する方が急に職を失った場合、専門的な技術や経験等が無ければ転職は容易ではありません。また、頼れる同居家族もなく、親も高齢のため既に亡くなっているか、子どもを援助するだけの余力がないなど、生活困窮に陥るリスクが非常に高いと思われれます。また、仕事以外での社会との接点が少ない方が多く、仕事を失うことが即社会的な孤立に繋がる可能性も高いものと考えられます。

このような方たちに対しては、お一人お一人の状況に寄り添いながら、丁寧に就労支援を実施することによって、本人の希望に沿った職に就いて自立した生活を取り戻して頂くことと併せ、社会的に孤立してしまい、生活に対する意欲そのものを失ってしまわないよう、地域社会との関係づくりや無理なく参加できる場所の斡旋など、経済的な支援以外のものも含めた、包括的なサポートがより重要であり、本市といたしましては、あらゆる関係機関等と連携を図りながら、様々な生活上の不安の軽減を図れるよう、支援に努めてまいります。

保田憲司議員

それぞれ、答弁いただきありがとうございます。

2回目以降は一問一答方式で行います。引き続き、緊急小口資金、総合支援資金、および住居確保給付金について伺います。

答弁では「受給者の働き方や雇用形態を分析すると、正規雇用が10%であり、約90%が非正規や個人事業主となっている」、また「40代から50代の単身男性が、相談者の中で最も多い層である」との説明がありました。また、新型コロナ禍においては、全国的に若い女性の自殺や、子育てをしている女性が苦しい生活状況にあることが報道されています。

こうした現役世代や働く方々の現状と支援について、本市はどのような施策を考えているのでしょうか？

福祉事務所長松尾勝浩

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済活動の自粛や、外出の自粛による社会的孤立など、現役世代の方々にも大きな影響を与えました。本市といたしましても、これまで福祉制度を利用する機会が少なかった現役世代への支援について、改めて考えていく必要があるものと認識しております。

従来の福祉制度は、高齢者、障がい者、ひとり親など、それぞれ対象者を想定して制度が構築されており、これらのどの属性にも当てはまらない方に対してはそもそも担当する部署が定まっていなかったり、例えば障害を抱えるひとり親など、複合的な課題を抱える方はそれぞれの担当窓口を本人自身が個別に訪ねる必要があるなど、社会構造の変化やそれに伴う市民の相談ニーズに十分に対応できていない面もございました。

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行は、福祉制度をこのような縦割り型から他職種連携による包括的な形態へと変換させていくことを目的としたものであり、本市におきましても、当該制度の積極的な運用のため、伊丹市暮らし・相談サポートセンターを設置し、各部署の所管事項に該当しないような課題についても、まずは同センターが窓口となって相談を受け止めた上で、主となるべき支援機関がコーディネーター役を担いながら、それぞれが出来る支援を提供し合う、「断らない相談体制」の構築を進めて参りました。

更に、それぞれの個別事例に対する支援のレベルで進んできた取り組みを、組織的かつ構造的に普遍化させるために、令和2年6月の社会福祉法改正により規定されました「重層的支援体制整備事業」の活用を図ることが有効であると判断し、令和3年度から当該事業の準備に着手したところでございます。

当該事業は、支援対象者の属性を問うことなく、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱えるすべての地域住民に対し、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく伴走型支援を実施することが基本である、とされています。

また、行政や民間の専門機関だけではなく、地域の住民、企業・商店、NPO法人など、ありとあらゆる組織や個人が連携しながら、それぞれが担い手となるという特徴があります。そこでは、支援を受ける方も、別の場面では支援を提供する側となることも想定されており、例えば日ごろからこども食堂でボランティア活動をしていた大学生は、コロナ禍でアルバイトが減り、民間団体が実施する食料支援を利用しました。支援を受けた学生は、「この恩を社会に出てまた返せるようにしていきたい」と語っていました。役割が固定されず、お互いが助け合いながら暮らすことが当たり前のまちをつくることで、必要な時に支援を受けやすくなり、社会から孤立して支援が受けられないような事例を減らすことができると考えております。

今回のコロナ禍におきましても、これまで対象となっていなかった層への支援や、見えていなかった課題の顕在化への対応などが求められております。本市といたしましては、まずは行政内部の連携体制の構築を図りながら支援に取り組み、併せて関係機関や地域の住民、企業、商店、NPO法人やボランティア団体など、地域社会を構成する様々な主体が相互に連携し、ネットワークを広げながら、お互いが助け合える「共生福祉社会」の実現を目指し、取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

保田憲司議員

お答えいただいた「これまで対象となっていなかった層への支援」や「見えていなかった課題の顕在化」は、これからの行政において重要なテーマと考えます。

先の「労働政策研究・研修機構」の調査でも「コロナ禍による収入減少等で生活が苦しい人への経済支援」に対し、「賛成」との回答は、いずれも「女性」や持病が「ある」場合、また、昨年の世帯年収が低い場合（「700万円以上」57.0%～「300万円未満」63.8%）、また、高齢層になるほど（「20歳台」55.5%～「60歳台」70.8%）、更に、「正社員」（53.0%）より「非正社員」（65.0%）や「フリーランス」（72.0%）で高くなっています。

特に子育て家庭において、教育や生活の費用は子どもの「生存」に直結し、これらを保障しなければ、命や健康の格差の固定につながりかねません。こうした新型コロナ禍における「教育」や「生活」さらには「命」に係わる状況については、市民の声をいかに把握し、政策に反映させるかが重要と考

えます。

施策の立案について、今議会のフォーラム伊丹の代表質問では、「各担当部局の窓口での相談状況をはじめ、学校園や高齢者施設、病院、ハローワーク、市内事業者等、各関係機関からの情報収集等、市民ニーズの把握に努めるとともに、スピード感をもって、状況に応じた対策を実施していく」旨の答弁がありました。

行政職員は、それぞれの部署で直接市民の声を伺う機会も多く、こうした意見はこの新型コロナ禍における様々な政策を決定するうえで、非常に重要と考えます。

そこで伺います。現場職員の声から実現した新型コロナに係る政策には、どのようなものがありますか？

総合政策部長辻本彰子

私からは、「現場職員の声から実現した新型コロナに係る事案」に関するご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染状況や国、県の動向を注視するとともに、市民や市内事業者、各関係団体等から直接、お声をいただいた各担当部局から、必要な施策が立案され、状況に応じた必要な対策を迅速に実施してまいりました。

特に市単独事業につきましては、対象者や実施期間、事業規模も含め、現場職員が積極的に立案し、事業化を行ったもので、国、県の施策を補完し、市の実状に応じた効果的・効率的できめ細やかな対策でございます。

市単独事業の一例をご紹介しますと、昨年4月に緊急事態宣言が発出された際に、関係団体に聞き取りを行った結果、固定費として店舗の賃料が大きな負担となっているとのご意見をいただいたことから、「個人事業主等への店舗等賃料補助事業」にスピード感を持って取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ひとり親世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援として、「児童扶養手当受給者に対する支援給付金事業」を事業化し、迅速な支給に努めました。

これら事業については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業」や「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」として国、県が実施する前に、市民や事業者の実情から速やかに実施した事業でございます。

今年度におきましては、本定例会に補正予算として提案させていただいております、「介護・障害分野における就労定着緊急支援事業」では、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方などへの雇用の支援と、離職率が高い傾向にある介護・障害分野の人材不足の解消、双方の課題を解決す

るために、現場職員により立案されたものでございます。

保田憲司議員

答弁を受け、職員の声や現場の声を拾い、政策化することの重要性を、改めて認識しました。

各所管で身近な意見を収集し、具体的な政策に繋げていくことは重要ですが、一方で、残念ながらそこからこぼれ落ちてしまう市民の声もあると考えます。

令和2年6月19日総務政策常任委員会において、「新型コロナに関しましては、今、伊丹市の状況、それから市だけでなく、関西圏とか国の状況を見て必要な対策を進めていってますけれども、いずれかの時点で、新型コロナ対策に対しての意見というのも集めていきたいとは思っています。」と総合政策部より答弁がありました。

そこで伺います。現時点で、一度、新型コロナ禍に関する調査を行うべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

総合政策部長辻本彰子

コロナ禍に関する調査についてでございますが、新型コロナウイルス感染症は、私たちがこれまでに経験したことのない感染拡大を続け、数度の緊急事態宣言が発出されるなど、感染状況が変化中、市として議会のご協力もいただきながら、必要な対策について、迅速に取り組んでいるところで

す。アンケート等による調査につきましては、計画から調査の実施、集計及び分析と、多くの時間を要することから、現状を踏まえ、感染症対策の立案については、感染状況や国、県の動向に注視しながら、引き続き、各担当部局の窓口での相談状況をはじめ、学校園や高齢者施設、病院、ハローワーク、市内事業者等、各関係機関からの情報収集等により行ってまいりたいと考えております。

保田憲司議員

「調査については、計画から調査の実施、集計と多くの時間を要する」こともあり、現状では見合わせる旨の答弁だったと思いますが、何らかのタイミングで新型コロナを振り返り、政策の実行性や有用性等の検証を行う必要があると考えます。今後は、今議会に上がっているビッグデータ等の活用も含め、有用な政策の企画立案につなげていただくことを要望します。

昨年、朝日新聞が行った新型コロナに関するデジタルアンケートに寄せられた声の一部をご紹介しますと、「大黒柱である夫が失業。子どもたちは高校と大学に同時入学で、ここから一番お金がかかる

時なのに、無収入になりました。子育て支援は、大きい子どもがいる世帯ほど保障してください。子どもたちが大きくなって親の収入はなかなか上がらない時代、子どもたちに大学まで学びの機会を与えて下さい（千葉県・40代女性）」、「政府や自治体の支援策はひとり親対象のものばかり。我が家は子ども3人。小学生でも大人並みに食べますし食費だけでも本当に大変です。元々ギリギリでやりくりしていた家計で、もう本当にお金がなくて……恥ずかしいですが財布の中も空っぽでクレジットカードで食材を買っています。50万円の給付金も支払いだけに消えると思います。多子世帯にも何らかの支援を切に政府に望みます。（福島県・30代女性）」、こうした、暮らしや子育てに関する声が多く寄せられています。

先に紹介した「労働政策研究・研修機構」の調査でも、消費支出の内容について増加傾向が著しいのは食料費であり、次いで教育費、住居費（家賃等）となっており、これに対し教養・娯楽費、衣料品費は減少しています。

多くの世帯はこうした費用の抑制に努めることで、家計を防衛している様子が浮かび上がるわけですが、厚生労働省が行う国民生活基礎調査でも、1985年以降、母子家庭の平均年間所得はずっと200万円台で推移しています。子育て世帯、特にひとり親世帯や多子世帯において生活に密接した費用を節約するには限界があります。

例えば、国際的にみて給付額が少ないと言われる、児童手当やひとり親を支援する児童扶養手当をどうするのか、また自治体によって差がある学費や給食費など、現物給付の格差を国として一律に整える必要性を感じます。どんな家庭に生まれても安心して学べる環境と、普通に働きながら子育てできる社会が望まれており、本市においても必要な整備を望みます。

最後に、昨年、1月16日に中国・武漢市から帰国した、神奈川県在住の30代男性の国内初感染を確認してから1年8か月。今年9月17日時点での国内感染者数166万9千人、内死者1万7千人という状況にあります。厚生労働省によると、今年9月15日時点の一週間の全国の新規感染者数は、10万人あたり41.58人と前週の約半分に減少し、夏休みの終了に伴う人の移動の減少や長雨が影響しているのではないかと推測されています。一方で、病床使用率は東京都の76%を筆頭に、兵庫県を含む9府県で50%を超え、死者数も減少の兆しは見えません。

現在、新型コロナウイルス感染症については、依然として予断を許さない状況と、ワクチン接種の拡がりに伴う日常の回復に向けた期待感が交錯する状況にあります。

一方で、先ほど述べたように、4人に1人が新型コロナ発生前より世帯の生活の程度が「低下した」との調査結果に加え、約6人に1人が「新型コロナ発生前よりセーブして働きたい」、20歳台の1割超が「当面はもう、働きたくない」と回答するなど、コロナ発生前と新たにポストコロナに向けた

働き方や価値観の変容も見られます。

特に、子育てに悩みや不安を抱える方、子供を産み育てることを希望する方、高齢者、障害者や闘病中の方への支援をはじめ、市民一人ひとりに寄り添う施策を加速させ、将来への希望を持てる本市の未来を築いていかなければなりません。新型コロナ対策の充実とともに、逆境の今、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、本市の施策を進めていくことを要望し、質問を終えます。